

公立大学法人奈良県立医科大学役員報酬規程の一部改正

改 正 後	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の150</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u>（以下この条において「期末手当月数」という。）を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の147.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の162.5</u>（以下この条において「期末手当月数」という。）を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(基本給の特例)</p> <p>2 常勤の役員に支給する基本給月額は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間（以下、「特例期間」という。）、第4条の規定にかかわらず、第4条の規定に基づいて定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、第7条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる基本給の額については、この限りでない。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(基本給の特例)</p> <p>2 常勤の役員に支給する基本給月額は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間（以下、「特例期間」という。）、第4条の規定にかかわらず、第4条の規定に基づいて定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、第7条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる基本給の額については、この限りでない。</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この規程は、平成28年3月2日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第7条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。ただし、適用日から平成28年3月31日までの間の第7条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の165</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。 (給与の内払)</p> <p>3 改正後の役員報酬規程を適用する場合においては、改正前の公立大学法人奈良県立医科大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された役員報酬は、それぞれ改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。</p>	

(参考)

(賞与支給月数)

～平成25年度			平成26年度		
6月	12月	合計	6月	12月	合計
1.4月	1.55月	2.95月	1.4月	1.7月	3.1月

平成 27 年度（改定前）			平成 27 年度（改定後）			平成 28 年度		
6月	12月	合計	6月	12月	合計	6月	12月	合計
1.475 月	1.625 月	3.1 月	1.475 月	1.675 月	3.15 月	1.5 月	1.65 月	3.15 月

(公立大学法人奈良県立医科大学役員報酬規程)

(期末手当)

第 7 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前 1 カ月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 140、12 月に支給する場合においては 100 分の 170（以下この条において「期末手当月数」という。）を乗じて得た額に、基準日前 6 カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 カ月 100 分の 100
- (2) 5 カ月以上 6 カ月未満 100 分の 80
- (3) 3 カ月以上 5 カ月未満 100 分の 60
- (4) 3 カ月未満 100 分の 30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき第 4 条の規定に基づき定める基本給の月額（以下この条において「基本給月額」という。）及びこれに対する第 5 条に規定する地域手当の月額（以下この条において「地域手当の月額」という。）との合計額に、基本給月額及び地域手当の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額及び基本給月額に 100 分の 25 を乗じて得た額を加算した額とする。

4 第 2 項に規定する期末手当月数については、理事長が特に必要と認め、役員会の承認を得た場合、同項に定める期末手当月数の範囲内において、別にこれを定めることができる。

5 第 2 項に規定する在職期間は役員として在職した期間とする。ただし、公立大学法人奈良県立医科大学職員就業規則の適用を受ける職員又は奈良県職員（以下「法人等職員」という。）が、学長又は任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となった場合における在職期間には、その法人等職員の在職期間を算入するものとする。

6 基準日前 1 カ月以内に役員を退職し、その退職に引き続いて法人等職員となった場合には、第 1 項の規定にかかわらず期末手当は支給しない。

7 第 2 項の規定による期末手当の額は、業績評価の結果又はその者の業績に応じ、その額の 100 分の 10 の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

8 前 7 項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の例による。

附 則

(基本給の特例)

2 常勤の役員に支給する基本給月額は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間（以下、「特例期間」という。）、第 4 条の規定にかかわらず、第 4 条の規定に基づいて定める額から当該額に 100 分の 4 を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、第 7 条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる基本給の額についても、この限りでない。

(特例期間における特例措置)

4 特例期間における附則第 2 項の規定の適用については、同項「100 分の 4」とあるのは「100 分の 2.8」とする。